

町有地活用公募型プロポーザル事業 事業者選定基準



令和6年3月

沖縄県 八重瀬町

1. 事業者選定基準の位置づけ

町有地活用公募型プロポーザル事業事業者選定基準（以下「本基準」という。）は、本町が「町有地活用公募型プロポーザル事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、「町有地活用公募型プロポーザル事業」（以下「審査委員会」という。）において、最も優れた提案者を選定するための方法や評価項目を定めたものである。

また、本基準は、本事業に参加するものに配布する募集要項と一体のものである。

2. 事業者の選定方法

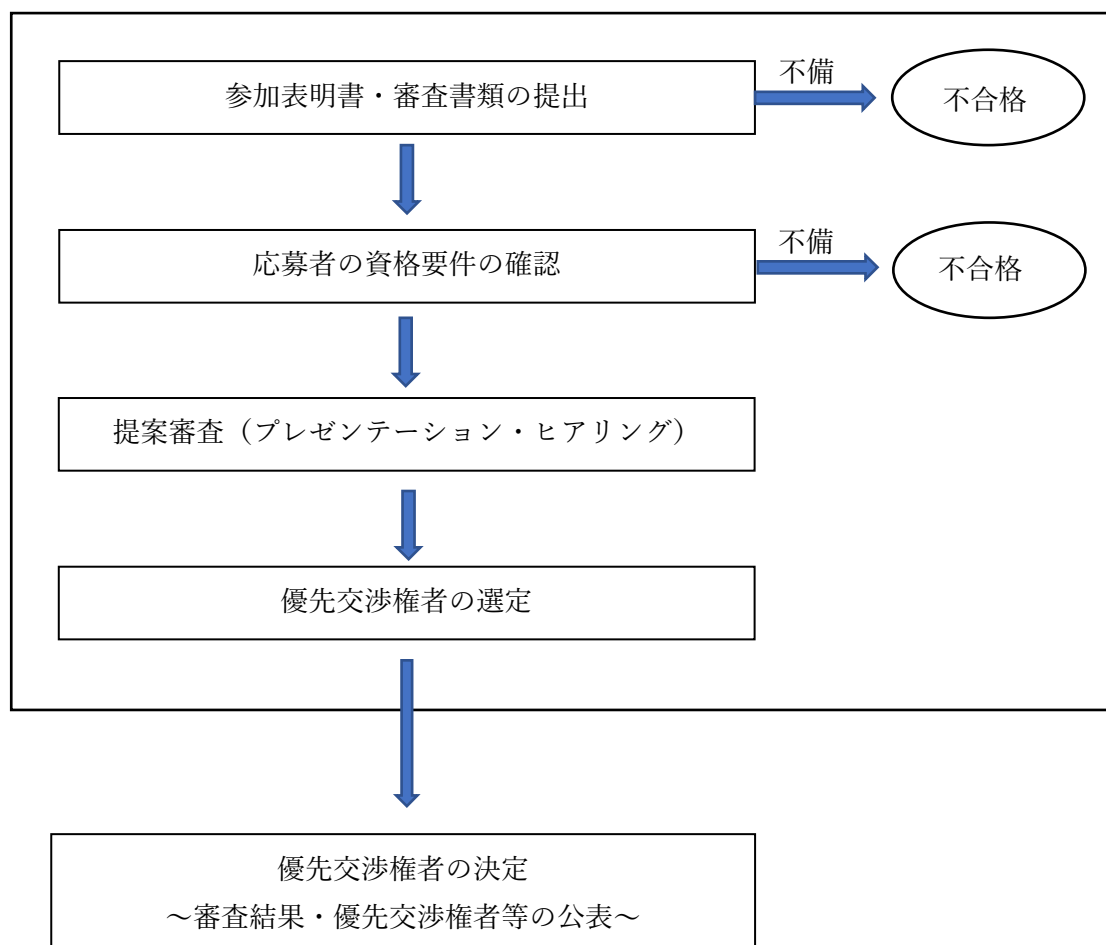
本事業は、町有地に民間企業を誘致することにより、本町の税収増や雇用の創出が大きく期待でき、更には地域の活性化やより一層の発展に資する提案を求めるものであり、事業計画等を総合的に優れた提案を選定するため公募型プロポーザル方式を採用することとする。

3. 審査の進め方

審査では参加資格要件の充足を確認し、応募者の提案内容を審査委員会が審査し、結果に基づき優先交渉権者を選定する。本町は、審査委員会が選定した優先交渉権者を優先交渉権者として決定し、審査結果及び優先交渉権者等を公表する。

審査の流れ及び各段階における審査内容を図表1に示す。

図表1 審査の流れ及び各段階における審査内容



4. 審査

(1) 資格審査

町は、応募者からの参加表明書に基づき、参加資格の確認を行う。

なお、参加資格を満たさない場合は不合格とする。資格審査結果は応募者に書面により通知する。

(2) 提案審査

提案審査は、応募者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを実施し、事業計画を総合的に評価する。

(3) 優先交渉権者の選定

審査委員会は、提案審査による評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

5. 審査委員会の設置

優先交渉権者等の選定を専門的知見に基づいて行うため、本町特別職および職員で構成される「町有地活用公募型プロポーザル事業提案審査委員会」を設置する。

6. 提案審査における点数化方法

審査委員会は、参加表明書が参加資格を満たしていることが確認された応募者の提案書について、図表2 審査基準表に基づき審査を行う。

審査は、提案書の事業計画等の総合評価により実施することとし、その配点及び評価の視点・基準等については、町が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案し、審査委員会からの意見も踏まえ設定している

図表2 審査基準表

審査項目	評価ポイント	配点
(1) 土地活用の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">・本募集の目的が反映されているか・環境等に及ぼす影響に配慮されているか。	20
(2) 事業実施者の役割	<ul style="list-style-type: none">・事業実施者の同種、類似事業の実績があるか・事業継続性を確保するための仕組み及びリスク管理の考え方に妥当性があるか	10
(3) 事業の実現性	<ul style="list-style-type: none">・安定性及び確実性の高い事業計画となっているか・安定性及び確実性の高い資金調達計画となっているか・提案事業に関する事業実績があるか	20
(4) 施設の設計・建設	<ul style="list-style-type: none">・事業目的、土地活用コンセプトが反映されているか・環境負荷低減への配慮等がなされているか	10
(5) 町および地域貢献	<ul style="list-style-type: none">・本町および地域貢献のための具体的な提案があるか・地元事業者の活用や連携のための具体的な提案があるか・本町在住者の新規雇用の創出が図られる提案があるか	40
総合得点		100

7. 採点基準

審査委員ごとに、審査項目について、図表3に示す4段階により評価、点数化する。

なお、最終的な得点は、各審査委員の総合得点の総計とする。

複数の応募者の総計が上位で同点となった場合、全審査委員の審議により優先交渉権者の選定を下す。

図表3 事業計画の採点基準

評価区分	判断基準	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.7
C	要求は満たす提案である	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.3